

| 車体の形状 | 構 造 要 件 | 留意事項 |
|--------|--|---|
| 理容・美容車 | <p>理容師法又は美容師法の規定に基づき、都道府県知事に理容所又は美容所として届出をした者が、理容業務又は美容業務（以下「理容業務等」という。）を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 理容業務等を行うために必要な理容器具、美容器具、消毒用具等の設備を有すること。 2 1の設置場所は、採光、照明及び換気装置を有すること。 3 理容業務等を受ける者の用に供する椅子を有しており、当該椅子は乗車装置の座席と兼用でないこと。 4 理容業務等を受けるための者の用に供する椅子の付近には、一辺が30cmの正方形を含む0.5㎡以上の作業用床面積を有しており、かつ、当該床面から上方1,600mm以上の空間を有すること。 5 物品積載設備を有していないこと。 | <ul style="list-style-type: none"> ・理容作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。 ・理容師法（昭和22年法律第234号）第11条（理容所の開設の届出）に基づき、都道府県知事に理容所として届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が理容・美容車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。 ・美容師法（昭和32年法律第163号）第11条（美容所の位置等の届出）に基づき、都道府県知事に美容所として届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が理容・美容車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。 |